

燃料油価格激変緩和事業について

令和5年8月
資源エネルギー庁

燃料油価格激変緩和事業の見直しのポイント

(2023年8月30日岸田内閣総理大臣記者会見)

- ガソリンなど燃料油の新たな激変緩和措置を9月7日から発動
- 買い控えなど流通の混乱を避けるため段階的に価格を下げ、10月中には、全国平均価格「175円程度」の水準に実現
- 今回の措置を、年内まで講じるとともに、今後とも、国際的なエネルギー価格の動向等を注視しながら、必要な対応を機動的に講じる。

※対象油種はこれまでと同じ

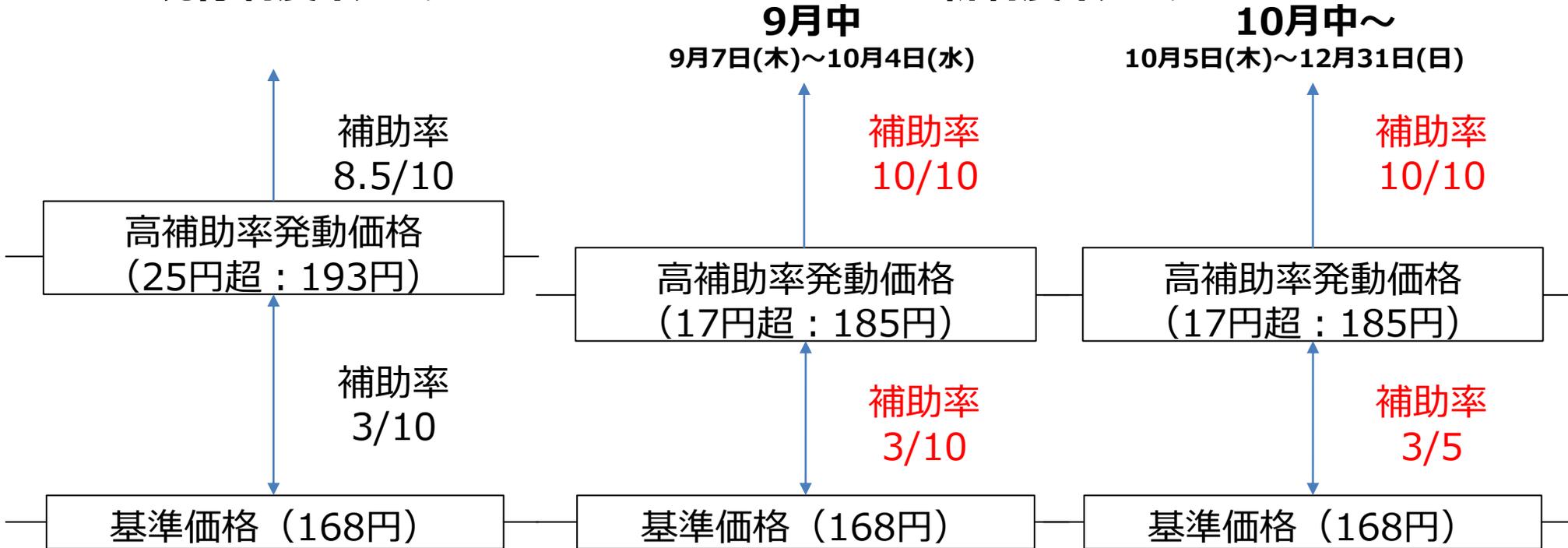
(ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料)

燃料油：新制度のイメージ

- 「10月中に全国平均価格175円程度の水準となるよう」、補助額及び補助率を見直す。
- 具体的には、185円超の部分は全額補助とし、185円以下の部分は補助率3/5とする。
ただし、流通の混乱を防ぐ観点から、185円以下の部分の補助率は9月から10月にかけて段階的に引き上げる。

現行制度イメージ

新制度イメージ



※支給額の計算方法

1. 「補助率を乗じる前の支給額」を求める

「補助率を乗じる前の支給額」= 来週の予測価格 (①今週の調査価格 + ②先週の支給額 + ③原油の変動分) - 基準価格168円

2. 「補助率を乗じる前の支給額」に「補助率」を乗じる

「今週の支給額」= 「補助率を乗じる前の支給額」×「今週の補助率」

(参考) 燃料油価格の激変緩和事業の推移

支給対象期間	2022年 1月27日～ 3月9日	3月10日 ～ 4月27日	4月28日～9月末	～12月末	2023年1月～		
					1～5月	6月以降	9月以降
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援		1月から5月までは補助上限額をゆるやかに調整 ※補助上限を35円から25円まで毎月2円ずつ引き下げ	6月以降、段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化 ※25円以下の部分は、補助率を2週ごとに1/10ずつ引き下げ、25円超の部分は、補助率を2週ごとに0.5/10ずつ引き上げ	17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/5 ※流通の混乱を防ぐ観点から、9月の補助率は3/10とし、10月から12月までは補助率を3/5とする
基準価格	170円 (4週ごとに1円切り上げ)	172円	168円				
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料				
予算	令和3年度補正予算等： 893億円 令和3年度予備費： 3,500億円		令和4年度予備費： 2,774億円 令和4年度補正予算： 1兆1,655億円	令和4年度予備費： 1兆2,959億円	令和4年度第2次補正予算：3兆272億円		